

知事意見への反映状況

知事意見	審議会
【全般的事項】 (事業計画) 1. 事業計画の決定経緯の明示 送電線のルートゾーン、鉄塔の位置や形状、仮設道路や残土置き場の位置などの決定にあたり、評価項目毎の環境影響をどのように総合的に評価したかについて、評価基準及び検討過程を含め示すこと。 特に、ルートゾーンについては、まずルート設定時の技術的・物理的条件等の考え方を示した上で、動植物、生態系、景観などの環境への評価項目毎に回避した環境影響、最小化した環境影響、残った環境影響を整理して示すこと。	○
【個別事項】 (植物) 2. 希少植物移植先の選定方法 希少植物の移植先は、生息地周辺の植生調査により生息環境を把握した上で選定すること。また、専門家の意見を聞きながら移植を行い、分散移植も検討すること。	○
3. 移植後の事後調査方法 移植した希少種の事後調査は、希少種周辺の植生についても調査すること。また、生息に適さないような植生変化が認められた場合は、環境保全措置を検討すること。	○
4. 緑化の具体的方法の明示 緑化の具体的な場所やその場所に適した緑化方法等を示すこと。また、植栽種は遺伝的攪乱の防止や自然遷移の順調な進行の観点から検討するとともに、植生の早期回復のため表土の再利用を検討すること。	○
5. 緑化に係る事後調査の実施 緑化の状況や緑化による周辺の植生の変化について、事後調査を実施すること。また、その結果を踏まえて適切な植生などの生態系が維持されるようにすること。	○
(動物) 6. 希少猛禽類に対する環境保全措置の再検討 環境保全措置について、周辺に生息する猛禽類の生息状況を把握した上で、専門家の意見を聴取して再度検討すること。 その際、事業実施区域周辺における中部横断自動車道事業や別の送電線路建設事業調査データや環境保全措置について、可能な限り情報収集し、活用すること。	○
7. 希少両生類の工事前生息調査等の実施 希少両生類の生息環境は不明な点が多いことから、改変面積を可能な限り小さくするとともに、工事前の生息調査は、改変するすべての場所について行うなど、常に生息している可能性を考慮した上で工事を実施すること。	○
8. 希少両生類の産卵に対する環境保全措置の実施 希少両生類の産卵時期は春、また産卵場所は湧水や伏流水と推定されるので、特にこれらの時期や場所を避けて工事を実施すること。	○
9. 希少両生類の移動先の選定方法 希少両生類の移動先は、生息場所の環境を十分確認した上で、専門家の意見を聞きながら選定すること。また、個体移動後は生息状況の事後調査を実施すること。	○
10. 希少水生生物に対する具体的な環境保全措置の検討 計画地周辺で確認された魚類2種、底生生物3種の希少種について、具体的な環境保全措置を検討すること。	○
(生態系) 11. 生態系の環境保全措置の検討方法 生態系を代表する種（指標種）及び指標種を含めた生物群集の生息・生育に重要な環境要素を示し、それらの環境保全措置を検討すること。	○
(景観) 12. 高速道路からの環境影響評価の実施 中部横断自動車道の走行車両からの送電線の見え方を示し、環境影響評価を実施すること。	○
(その他) 13. 専門家意見の取り扱い 環境影響評価にあたり、専門家の助言等を受けた場合は、専門分野、助言等の内容、検討の経緯及び結果などを評価書に記載すること。	事務局
14. 審議会に提示した資料等の取り扱い 事業者が、山梨県環境影響評価等技術審議会において説明した内容や提出した資料等については、内容を整理して、評価書に記載すること。	事務局

※県民等及び南部町長からの意見はなし